

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 146 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 10

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、基準案）、および「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針案）において、前回 vol.9 で取り上げました割賦基準について、平成 21 年 7 月に日本公認会計士協会から公表（12 月に改正）された、『会計制度委員会研究報告第 13 号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS 第 18 号「収益」に照らした考察－』（以下、研究報告）で会計上の論点となっていた現行の我が国の実務に対応させて解説を加えております。

<収益の認識における販売基準と割賦基準の選択適用について>

現行の我が国の実務では、いわゆる割賦販売の会計処理として、販売基準により商品等を引き渡した日をもって売上収益の実現の日としている場合と、割賦基準により割賦代金の回収期限到来の日または入金の日をもって売上収益の実現の日としている場合があります（研究報告 59 頁）。

本基準案においては、企業は約束した財又はサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に、収益を認識しなければならず（基準案 32）、回収期限到来の日や入金の日をもって売上収益実現の日として収益を認識することは認められておりません。また国際的な比較可能性の観点から、代替的な取扱いも定められておりません（基準案 97・適用指針案 157）。

<収益の測定における商品等の販売益相当額と金利相当額との区分処理について>

現行の我が国の実務では、販売基準の場合でも、契約上、販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが明確、かつ、合理的に区分されているときは、割賦販売の金利的な要素を考慮し、商品等を引き渡した時点で収益を販売代価で測定し、賦払期間に対応して利息相当額を収益として認識する実務と、割賦販売の金利的な要素を考慮せずに商品等を引き渡した時点で収益を現金回収総額で測定する実務があります（研究報告 59 頁）。

本基準案においては、割賦販売についても顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、原則として、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整し、収益は、財又はサービスに対して顧客が支払うと見込まれる現金販売価格を反映する金額で認識するとされています（基準案 54）。例えば、商品 600（均等払いの利息 100 含む）を一定期間の月賦契約により販売する場合、商品を引き渡した時点で販売収益の額は対価の時価 500 で測定され、利息相当額 100 は賦払期間に対応して収益として認識されることとなります。